

1 メンバー自己紹介ののち、例示された事例についてどの事例にするか話し合った。

【主な意見】

○この条例は、様々な事例を実現するための手続きを決める条例だと思う。

○協働のまちづくり条例との違いは？

→協働のまちづくり条例上は住民と行政は対等であるはずが、現実には住民の労務提供のような感覚で動いているので、現在の内容では限界があると思う。

話し合いの結果、事例②（高齢者）を選択した。

2 事例②研究

【話し合いで出た事例に対する意見】

○独居老人のコミュニケーション不足が問題。

○コミュニケーションをとる仕組みを作っても、出てきてくれるか？どこにどんな人がわかる仕組みはできないものか。

○新しい住民と古くからの住民に分かれると思う。高齢者のみの世帯も多くなっているのではないか。そういう情報がないのでわからない。

○若者が住みやすいところは高齢者も住みやすいと思う。若者の定住志向が少ないのは問題。ボランティア（学生やシニア）を増やす取り組みを。

○ご近所の協力（善意によるもの）で、見守りをしてもらったことがあるが助かった。

○団地ならではの問題もあると思う。高齢者が元気で暮らせる状況づくりが必要。

○自治会等の位置づけはどうするか？自分の住んでいるところに関係する行政の事業への参画の仕組みがあるといい。

○民生委員だけで要保護者の把握をするのは限界がある。敬老会やこども育成会等に積極的に参加して初めて情報が集まってくる。行政からは情報が出てこない。

○現状の個人情報保護条例では、情報がシャットアウトされることもある。

○孤立する人を少なくする仕組みを作ったとして、手を挙げられない人への対応はどうしていくか問題。

【課題】

- ・担い手（ボランティア）の不足
- ・情報開示の方法とその範囲

【まとめ】

主体は住民である。行政には住民への（見守りのための）情報提供と（ボランティア組織の）コーディネーターの役割が求められる。

【住民に関するキーワード】

- ・コミュニティ
- ・民生委員
- ・行政区
- ・ご近所
- ・新住民
- ・旧住民
- ・ボランティア
- ・学生
- ・シニア

【運営に対するその他意見】

- ・役場の人間は何も言わないので、セクションごとのプロを置いたほうがよい。